

大阪市告示第412号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第1体育場	令和7年4月7日（月）	午前10時から 午後9時まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場	令和7年4月7日（月）	午前9時30分から 午後6時まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室2	令和7年4月7日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室3	令和7年4月7日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）